

平成30年度 利用者負担額(保育料)(2号・3号認定)

基準月額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)			
階層区分	定義	2号認定		3号認定	
		4月1日時点において 保育認定3歳以上の児童		4月1日時点において 保育認定3歳未満の児童	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0		0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	5,000	4,000	6,000	5,000
	(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	(0)	(0)	(0)	(0)
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600円未満の世帯	15,000	14,000	18,000	17,000
		(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	(6,000)	(5,500)	(8,500)
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600円以上 57,700円未満の世帯	25,000	24,000	27,000	26,000
		(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯で 市町村民税所得割の額が 48,600円以上 77,101円未満の世帯)	(6,000)	(5,500)	(9,000)
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 57,700円(ひとり親世帯又は在宅障害者のい る世帯 77,101円)以上 97,000円未満の世帯	25,000	24,000	27,000	26,000
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 97,000円以上 169,000円未満の世帯	28,000	27,000	32,000	31,000
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 169,000円以上 301,000円未満の世帯	29,000	28,000	36,000	35,000
C6 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 301,000円以上の世帯	30,000	29,000	37,000	36,000	

保育料は、原則として父母及び、児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母以外の家計を主宰している扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税額の合計額と児童の4月1日時点支給認定区分(2号・3号認定)により、定めています。

なお、保育料の算定基礎となる市町村民税額は、4月から8月までの保育料は平成29年度分、9月から3月までの保育料は平成30年度分の額となります。

1 児童の年齢について

年度の初日における満年齢により区分されます。

2 市町村民税について

C階層における市町村民税額は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

・ みなし寡婦(夫)控除 ※要申請 (子育て支援課までお問い合わせください。)

未婚の父又は母について、保育料の計算上、地方税法の寡婦(夫)控除を適用できます。

・ 住民税の修正申告をした場合や更正により市民税が変更となった場合

修正申告等が行われた日の翌月(1日に行われた場合は当月)から保育料が変更となる場合があります。申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。

裏面 3 保育料の軽減について ~

3 保育料の軽減について(次頁《保育料軽減のしくみ》と合せてご確認ください)

多子世帯の軽減について

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が在園している場合、最年長の児童から数えて2人目の保育料は基準月額半額、3人目以降は無料となります。(しくみ①)
- (2) **軽減対象:階層区分 C2からC3**
18歳未満(平成11年4月2日以降生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の児童から数えて3人目以降の児童の保育料は無料となります。(しくみ②)
- (3) **軽減対象:階層区分 BからC2の一部**
入園している児童が最年長の子どもから数えて2人目以降の児童の保育料は無料となります。1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。(しくみ③)

ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯

- (1) **軽減対象:階層区分 B**
B階層の世帯の保育料は無料となります。(しくみ①)
 - (2) **軽減対象:階層区分 C1からC2の一部**
2号認定における、C1階層または市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の1人目の保育料は6,000円(短時間5,500円)、2人目以降は無料となります。(しくみ②)
 - (3) **軽減対象:階層区分 C1**
3号認定における、C1階層の世帯の1人目の保育料は8,500円(短時間8,000円)、2人目以降は無料となります。(しくみ③)
 - (4) **軽減対象:階層区分 C2の一部**
3号認定における、市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の1人目の保育料は9,000円(短時間8,500円)、2人目以降は無料となります。(しくみ④)
- 4 月の途中で入退所児童の保育料について(入退所月分)
- 月の途中で入退所した場合における入退所月の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- (1) 月途中入所 基準月額×入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日
 - (2) 月途中退所 基準月額×退所日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

保育料の算定に必要な書類について

1 所得課税証明書

平成29年1月2日以降に七尾市に転入された方
4月～8月分保育料用

「平成29年度(平成28年分)所得課税証明書」(平成29年1月1日住民登録地の市町村発行)
(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の税額証明等)の不備や提出が遅れた場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。ご了承下さい。

2 身体障害者手帳等の写し

(身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書のいずれか)
世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合

※お問い合わせは
七尾市役所子育て支援課 保育支援グループ までお願いします。
(パトリア3階) 電話番号 0767-53-8419

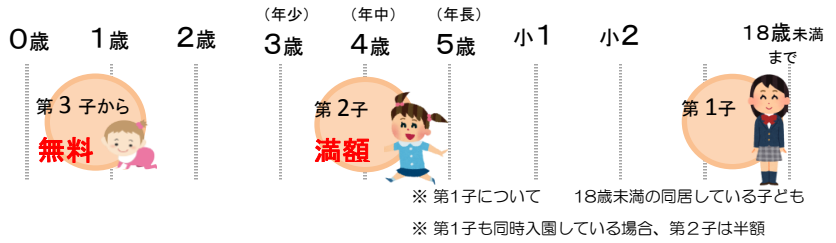
《保育料軽減のしくみ》 (2・3号認定)

多子世帯

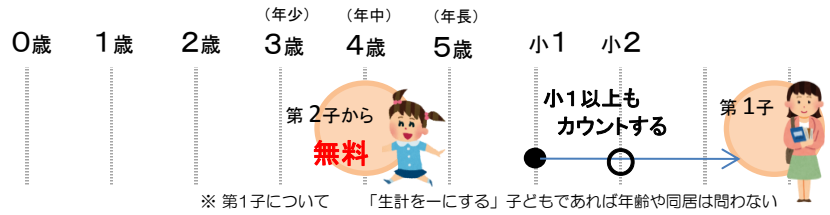
しくみ① (2・3号認定)
市民税所得割合計にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯



しくみ② (しくみ①に加えて) (2・3号認定)
市民税所得割合計が
57,700円以上169,000円未満



しくみ③ (2・3号認定)
市民税所得割合計が57,700円未満
の世帯(※階層BからC2の一部に限る)

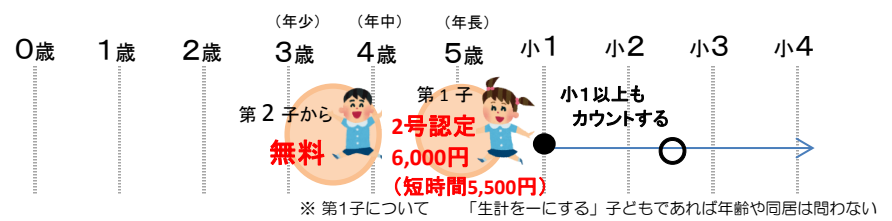


ひとり親世帯または 在宅障害児(者)のいる世帯

しくみ① (2・3号認定)
世帯の市民税が非課税(※階層Bに限る)



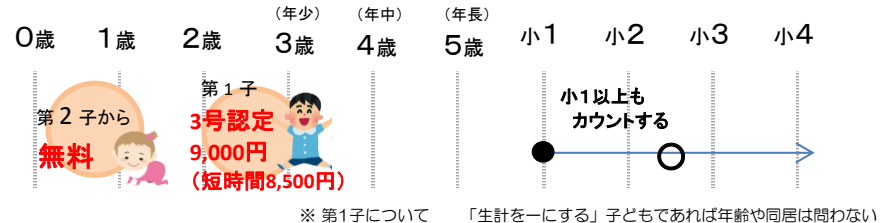
しくみ② (2号認定)
市民税所得割合計が
77,101円未満の世帯
(※階層C1からC2の一部に限る)



しくみ③ (3号認定)
市民税所得割合計が
48,600円未満の世帯
(※階層C1に限る)



しくみ④ (3号認定)
市民税所得割合計が
48,600円以上77,101円未満の世帯
(※階層C2の一部に限る)



しくみ① (2・3号認定)
市民税所得割合計にかかわらず
同時に在園している子がいる世帯



しくみ② (しくみ①に加えて) (2・3号認定)
市民税所得割合計が
77,101円以上169,000円未満
の世帯(※階層C2の一部からC3に限る)

